

EV普通充電設備を複数の者で所有する場合に提出

補助事業者を代表する者への申請手続に係る委任状

書類の作成日を記載

令和8年5月7日

神奈川県知事 殿

委任者	住所 (法人又は管理組合の場合は所在地)	横浜市中区××2-2
	フリガナ 氏名 (法人又は管理組合の場合は名称及び 代表者の職・氏名)	××カブシキガイシャ タイヨウトリシマリヤカ カガワ シロー ××株式会社 代表取締役 神奈川 次郎
	生年月日及び性別 (個人又は個人事業者の場合は記載)	T・S・H 年 月 日生 男 ・ 女

使用者が法人格を有しない管理組合、
個人又は個人事業者の場合は記載

私は、次の者を代表者と定め、神奈川県EV普通充電設備補助金の交付を受ける者としての権限を委任し、次の同意事項の内容に同意します。

受任者 (補助事業者を代表する者)	住所 (法人又は管理組合の場合は所在地)	横浜市中区〇〇1-2
	氏名 (法人又は管理組合の場合は名称及び 代表者の職・氏名)	〇〇株式会社 代表取締役 神奈川 花子

申請者を記載

(同意事項)

- 委任者が暴力団又は暴力団員でないことを確認するため、本様式に記載した情報を県が神奈川県警察本部に照会すること。
- 審査結果について、受任者宛てに通知すること。
- 補助金は受任者が代表して受け取ること。
- 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分しようとするときは、受任者が代表してあらかじめ知事の承認を得る必要があること。また、知事の承認を得て処分した場合、補助金の全部又は一部に相当する金額の納付を命ぜられる場合があること。
- 要綱第21条の規定に基づき県が調査を行う場合、全ての補助事業者は調査に協力すること。
- 第3号補助事業（公共用）に該当する場合は、補助事業で設置する設備の所在地等、公共の用に供するために必要な情報を、県がホームページ等で公表すること。